

# 第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者  
第2次新横田基地公害訴訟原告団  
〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3  
白鳥第2ビル302号  
TEL/FAX. 042-552-4451  
Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp  
http://www.yokota-kougai.com

## 航空機騒音被害の実態を 証人・原告の生の声で 余すところなく 赤裸々に訴えた ◇◇第3回口頭弁論◇◇

報告 弁護団団長 関島 保雄

控訴審の山場となる証人尋問と本人尋問が1月20日朝10時から夕方4時過ぎまで行われた。証人は羽村市在住の元町議で羽村平和委員会所属の高橋美枝子さん。長年の基地監視行動に基づいて、横田基地の機能が、輸送中継基地からオスプレイに代表されるような戦略的戦闘基地へと変貌し、周辺住民にとって大変危険な基地となっている実態を証言しました。本人尋問は8名で、八王子から瑞穂まで地域を網羅し、高齢な中島利美さんから若い普川玲さん、

本田恵さんなど年齢層も多彩でした。奥村さん、御供所さん、岡口さん、赤松さんと原告団の幹事が多く安心して聴いていられました。中島さんは長年に渡る飛行の実態を自ら書面に記録し、音だけではない危険な飛行状況を明らかにしました。普川さんは騒音下での子育ての大変さを、本田さんは騒音地域内を転居したが、W75の線引き外となった地域の騒音も迷惑さには変わらない被害の状況を証言するなど、それぞれ特徴のある素晴らしい証言でした。



11月20日控訴審第3回口頭弁論 昼休みを兼ねての報告会

2019年(平成31年)

**1月31日(木)**

**いよいよ高裁結審**

静かな空をもとめて

**思いを伝える最後のチャンス**

- ◆高裁前 原告集合 13時
- ◆高裁前 集会 13時20分より  
傍聴抽選券配布→抽選後入廷
- ◆開廷(101号法廷) 14時30分  
(約1時間の予定)
- ◆報告集会 16時頃より  
会場:TKPスター貸会議室日比谷 地下B3A  
(千代田区有楽町1丁目5-2 東宝ツインタワービル)  
裁判所から報告集会会場へはバスで移動します



証人尋問、本人尋問を終えて達成感みなぎる笑顔。  
右から高橋美枝子さん、  
普川玲さん、中島利美さん、  
岡口明さん

## 八年間の思い！ たった3秒！ 八王子在住 中島利美

本人尋問にあたり、吉田、與那嶺両先生には多大にご協力、ご指導いただきました。目視記録が主体でしたので、膨大な参考資料の中から尋常でないものをきれいに整理していただき、何とか格好がつかしました。裁判で危険への接近が取りざたされている中、陳述書などでも騙された思いを何度か発信してきた八年間でしたが、なかなかその声を出す機会がなかった。今回もこのことは国側も追及はないと重き

を置いていなかったが突然国側から質問があり一通り説明のあと、“今でも騙された！とおもっている”と声を出すことが出来たことは、裁判官に届いたかは分かりませんが一寸すっきりし

## 事故が起こってからでは遅い せめて夜間訓練の中止を！ 瑞穂町在住 岡口 明

「良心に従って、真実を述べることを誓います」と、まず宣誓を行い尋問に臨みました。飛行騒音で「テレビが視聴できなくなる」「電話や会話が中断される」ことは、まぎれもない事実です。主権者が真実を述べ続けても、一向に改善されないのは、なぜか不思議なことです。

夜間、住宅地上空で危険な軍事訓練を行える「取り決め」（地位協定）があることは異常な

ことで、誰が考えても間違っていると裁判官に訴えました。米軍機の事故が多発しています。横田基地周辺で重大事故が起きる前に『夜間訓練だけでも中止せよ』の判決を、裁判官の「良心」で出してもらいたいと思っています。

## 子どもたちとゆったり暮らしたい 八王子在住 普川 玲

原告本人尋問のお声がけをいただいた際には私に務まるのかと不安ばかりでしたが、弁護士の先生方による度重なる事前打ち合わせのおかげで、安心して当日を迎えることができました。

裁判所に入ると、今まで触れる機会がなかった原告の方々の強い思い、訴訟にかける意気込みを肌で感じ、その真剣さに胸を打たれました。そして生の声を裁判官に届ける瞬間に立ち会えたことに感動しました。それも自己分の番が来たときには動揺せず落ち着いた気持ちで裁判官の前に座ることができました。

私は主に、子育てをする母としての被害について、証言しました。最近特に仕事から帰った後、子どもたちとゆっくり食事をする際に、騒音でその時間が奪われることに納得がいかず、その点を強調しました。直接自分の言葉で日頃の騒音の被害について裁判官に訴えるという貴重な機会を頂戴し、どうもありがとうございます。



本人尋問を終えて達成感みなぎる笑顔。

左から赤松文代さん、本田恵さん  
奥村博さん、御供所弘人さん

## 40年以上も前から 米軍機騒音を訴え続けています

福生市在住 御供所 弘人

私は地上音の被害やオスプレイの振動を身振り手ぶりで訴えました。オスプレイが低空でヘリモードで飛ぶ時は流し台の茶碗がカチャカチャと音を立て、窓ガラスがガタガタと揺れ、びっくりして外に飛び出すことも度々です。私の家の隣にある高圧送電線ぎりぎりまで飛ぶので、ハラハラする事が日常茶飯事です。もし墜落でもしたら大惨事になります。私は40数年前から裁判に参加していますが、訴え続けなければますますひどくなる一方だと思っています。

## オスプレイ配備でさらに被害甚大に

瑞穂町在住 大坪 たづ子

尋問に立った皆さんからも、オスプレイの被害が多であることを話されていました。今後更に配備される機数が増えるなど、とても許せません。早く私たちの静かな空を取り戻すために、皆さん頑張りましょう。ガンバロー！



## 法廷は初めての経験

昭島市在住 本田 恵

まず今回発言者に選ばれたのもビックリしましたが、弁護士さんの話を聞くうちに、自分の言いたいことを発言していいとの事でしたので、そんなチャンスはめったにないしおもしろそうだと思います。発言することにしました。

高等裁判所の部屋に入った時はドラマと同じだなと思いました。私は緊張しながらも冷静に周りを見られたかなと思います。

言いたいことの8割は言えましたので、まあ満足です。良い経験をさせていただきありがとうございました。

## アメリカの戦略のために我々の日常が侵されている！

昭島市在住 奥村 博

控訴審の大きな山場となる原告本人尋問の最後を務めることになり緊張しましたが、弁護士と練り上げた内容に確信を持ち証言することができました。

国側の反論の流れは、陳述書の内容を踏まえた質問が多く準備はしましたが予想に反してあっさりと終了し拍子抜けしました。主張したかったアメリカの戦略のために我慢を強要する国防公益論には同意できないことや、日常生活で生じている被害は何なのかリアルに話すことができました。

いよいよ高裁結審日が近づきました。東京高裁第1回口頭弁論が本年5月にスタートし、わずか8か月間で結審（審理終了）というタイトなスケジュールの中で、裁判官が被害実態を余すところなく実感し、被害救済が喫緊の課題であることを認識し、司法の権威

にかけて真摯に被害と向き合ってもらよう取り組んできました。来る1月31日の結審日には原告団・弁護団の総力をつくして作成する最終準備書面を提出します。今号では最終準備書面骨子を担当班から寄稿していただきました。

## ■ ■ ■ | 最終準備書面の骨子 | ■ ■ ■

### ◇◇ 侵害行為班 ◇◇

侵害行為に関する最終準備書面は、何といてもオスプレイが目玉となるため、独立の項目として論じます。その他横田基地の機能強化については証人として法廷でお話しいただいた高橋さんの供述をベースに論じ、一審判決後の騒音データをさらに提出してコンター内外の騒音の実体を論じます。その他、法廷で流した地上音や、後を絶たない墜落事故・落下物事故などにも触れることとなります。

裁判所には、オスプレイの配備でこれまで以上に原告の皆様をはじめとする周辺住民が侵害を受けていることを分かっていただけのような書面にしたいと思っています。

【弁護士 河津 良亮】

### ◇◇ 被害班 ◇◇

被害については、一審の最終準備書面同様、①共通損害について論じる総論②睡眠妨害③身体的被害・健康被害④日常生活の被害⑤心理的・情緒的被害⑥墜落落下、交通事故の危険、ペットへの影響、戦争の想起などの不安・恐怖や排気ガス・振動などの被害など騒音以外の被害の6項目で主張します。特に、一審で不安感しか認められなかった高血圧など心循環器系疾患について、その発症の具体的危険を感じるほどの騒音下で生活している実体、また、高裁での尋問で更に補充された子育てや団らんなど日常生活被害の大きさを主張して、損害賠償や差止めを認めさせる前提として、横田基地を離発着する航空機による被害の大きさを改めて訴えたいと思います。

【弁護士 與那嶺 慧理】

### ◇◇ 差止・損害賠償班 ◇◇

この訴訟では、午後7時から午前7時までの米軍機及び自衛隊機の飛行等差止めを求めています。少なくとも平成5年日米合同委員会合意で制限されている午後10時から午前6時までの米軍機の飛行等の差止めは、裁判所が認めるように迫っていきたいと思います。

裁判所が国に対し将来の損害賠償請求の支払いを命じやすいように、控訴審において請求の趣旨を追加しました（本ニュース第44号・2018年9月10日）。騒音被害が今後も継続することが予測される中で、再度の提訴を行う負担を原告側に課さないようにするため、裁判所が将来の損害賠償請求を認めるように主張したいと思っています。

第一審判決で認められた損害賠償額（75W月4000円、80W月8000円、85W月1万2000円）が、控訴審判決では増額されるべきことについても主張していきます。

【弁護士 中村 晋輔】

### ◇◇ 周辺対策班 ◇◇

国は周辺対策、簡単に言うと防音工事をしているから、騒音被害は受忍限度だろう、仮に受忍限度を超えたとしても、防音工事をしている以上、慰謝料の減額は認められるべきだという主張しました。一審では、騒音は受忍限度を超え違法であるが、防音工事をしている世帯については慰謝料を10%減額するとの判決が出ました。他の基地訴訟では、防音工事の慰謝料減額は工事部屋数に応じて最大30%まで認められていますので、一審判決は画期的ではありませんでしたが、それだけに国はこの争点には力を入

(5ページに続く)

## ■ ■ ■ 最終準備書面の骨子 ■ ■ ■

れて主張しています。

最終準備書面では改めて防音工事をするこ  
とで慰謝料を減額することは許されない、まして  
部屋数に応じて慰謝料を減額するという国側の  
主張は認められないことを主張します。

【弁護士 杉野 公彦】

### ◇◇ 70W原告班 ◇◇

70W原告と受忍限度については、平成17年に  
告示された現行のコンターが最小限度の被害の  
みを表したものであり、より広範な地域に航空  
機騒音の被害が生じていること、CV-22オスプ  
レイが正式に配備されたことで、同オスプレイ  
がコンター外の地域の上空においても飛行を繰  
り返し、低周波音を含む被害を増大させている  
こと、また、コンター外の地域でも墜落や落下  
物の危険は等しく生じていること等を主張しま  
す。また、昭和54年3月、国が70W以上の騒音コ  
ンターを作成していたことが判明したため、国  
としても70W以上の騒音について重く受け止め  
ており、やはり受忍限度を70Wと考えるべきで  
あることについても主張します。

【弁護士 富田 隼】

### ◇◇ 低周波被害班 ◇◇

低周波音については、1) 一審及び控訴審で  
提出した陳述書や控訴審での本人尋問に基づい  
て、多数の原告の方々が低周波音による具体的  
な被害(①飛行音による建具や家具のがたつき  
などの物的被害、②飛行音による身体的被害、  
③地上音による身体的被害)を受けていること  
を主張し、また、2) 一審で提出した測定結果  
報告書について一審判決で指摘された問題点は、  
控訴審で提出した5通の測定結果報告書では解  
消されていること、この測定結果報告書は客観  
性・信用性があること、環境省の公表している  
「参照値」は航空機の飛行音にも適用しうるこ  
と等を主張して、一審判決では認められなかつ  
た低周波音による被害を控訴審の裁判所に認め  
させたいと考えています。

【弁護士 村頭 秀人】

**第2次新横田基地公害訴訟の目的に向かって  
原告団、弁護団一丸となって結審を迎えよう!**

- 1. 午後7時から翌朝7時までの飛行差止
- 1. 環境基準70W地域原告の損害賠償
- 1. 将来にわたる損害賠償

## 第9次横田基地訴訟地裁判決

～差止認めず～控訴へ

2018年11月30日、東京地裁立川支  
部101号法廷で、第9次横田基地訴訟(民事  
3部)の判決言い渡しがありました。自衛隊機  
の差止めについては却下、米軍機の離発着、エ  
ンジン作動や訓練の差止めは棄却となりました。  
騒音に対する賠償請求のうち、将来分の慰謝料  
については却下となりました。過去分の慰謝料  
については、75Wは月額4000円、80W  
は月額8000円、85Wは月額1万2000  
円との金額が示されました。防音工事につい  
ては、防音工事を実施した部屋数が1室の場合  
は10%減額し、2室以降は1室増えることに5  
%ずつ減額となり、6室以上実施した場合か外  
郭防音工事を実施した場合は30%減額するとの



判断が示さ  
れました。第2次新横  
田基地訴訟  
では、防音  
工事を施し  
た場合は部  
屋数や工事  
種別に関係なく一律に10%減額するとの判断  
だったので、この点は厳しい判決が出たと言え  
ます。そのほかの差止め、将来請求、過去分の  
月額慰謝料額は第2次新横田判決と同じ結論で  
した。

【弁護士 佐々木 洪平】

## 公害被害者総行動の転換期

# 健康被害型から環境公害型へ担い手のシフトを！

### 公害被害者総行動合宿に参加して

12月9日から2日間にわたり全国公害被害者総行動合宿が箱根湯本で行われ、大野団長と私が参加し、第2次新横田原告団の闘いを報告しました。

来年の総行動デーは44回目となります。これまで中心的役割を果たしてきた大気汚染公害やスモン病、水俣病などの健康被害団体から原発被害、基地公害など環境型団体が中心を担う

大きな節目にきています。原発被害裁判のネットワーク化や反原発運動との連帯など、総行動が果たす役割が大きいことが指摘されました。今も拠点事務所を提供している薬害スモン全国協議会の辻川さん夫妻も参加し、粘り強い統一要求づくりと連帯と信頼のネットワーク、それらを束ねる全国組織の重要性を訴える姿に感銘を受けました。

【原告団事務局長 奥村 博】



第2次新横田の闘いを報告する奥村事務局長



各地から参加した公害被害者団体の代表者のみなさん

### 事務局からのお知らせ

原告団の幹事・会計を2014年5月から務めていた八王子日野支部の立石正之氏が退任されました。後任の会計担当は本年10月に開催した原告団幹事会において、瑞穂支部幹事である岡口明氏を選任いたしました。

### 原告団活動日誌

- 11/8 原告団ニュース第46号発行、発送作業
- 11/9 全国公害被害者総行動第5回実行委員会
- 11/11 オスプレイ横田配備反対連絡会 署名・宣伝行動@昭島駅北口
- 11/12 第69回原告団幹事会
- 11/18 横田座り込みで裁判支援要請
- 11/20 控訴審第3回口頭弁論
- 11/24 爆音訴訟調査研究センター第1回定期総会出席
- 11/26 オスプレイ横田配備反対連絡会役員会議
- 11/28 外務省・防衛省第4回目質問検討会議
- 11/29 全国基地連事務局長会議・交流会
- 11/30 第9次横田基地公害訴訟地裁判決傍聴支援
- 12/3 定例事務局会議
- 12/5 原告団ニュース編集会議
- 12/6 原告団会計引継ぎ
- 12/7 弁護士会議に出席
- 12/9~ 全国公害被害者総行動箱根合宿に参加
- 12/10
- 12/12 第70回原告団幹事会
- 12/15 オスプレイ横田配備反対連絡会 署名・宣伝行動@国立駅南口
- 12/18 弁護士会議に出席。その後弁護士忘年会
- 12/21 拡大事務局会議

後期分団費・および今年度までの団費未納の方へ振込用紙を10月末にお送りしています。手続きがお済でない方は円滑な納入をよろしくお願いいたします。(原告団 事務局より)